

認定医療法人制度(医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置)の延長等

＜改正のポイント＞

1. 趣旨・背景

持分あり医療法人においては、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ、医業継続が困難になることが想定される。このため、持分あり医療法人が持分なし医療法人に円滑に移行し、地域医療を継続できるよう、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例」が措置されることとなったが、今回の改正により、認定期限が延長される。また、認定医療法人等の要件のうち、自費患者に対する請求方法の規制について、医療機関の負担に鑑み、特定外国人患者に対して請求できる診療費の上限を緩和する。

2. 内容

認定医療法人の認定期限を現行の2026(令和8)年12月31日から2029(令和11年)12月31日まで3年延長する。

また、特定外国人患者に対して請求できる診療費は、「社会保険診療報酬と同一の基準(1点10円)により計算される金額の3倍までの範囲内であって地域の標準的な料金を超えないもの」とする。

3. 適用時期

認定期限:2026(令和8)年12月31日が2029(令和11年)12月31日に延長される。

特定外国人患者に対する診療費の上限緩和:大綱に記載なし。

4. 実務のポイント

認定期限は3年延長されるが、認定要件は多岐にわたり、要件充足に時間要する可能性があるため、制度適用の検討は早めに行う必要がある。

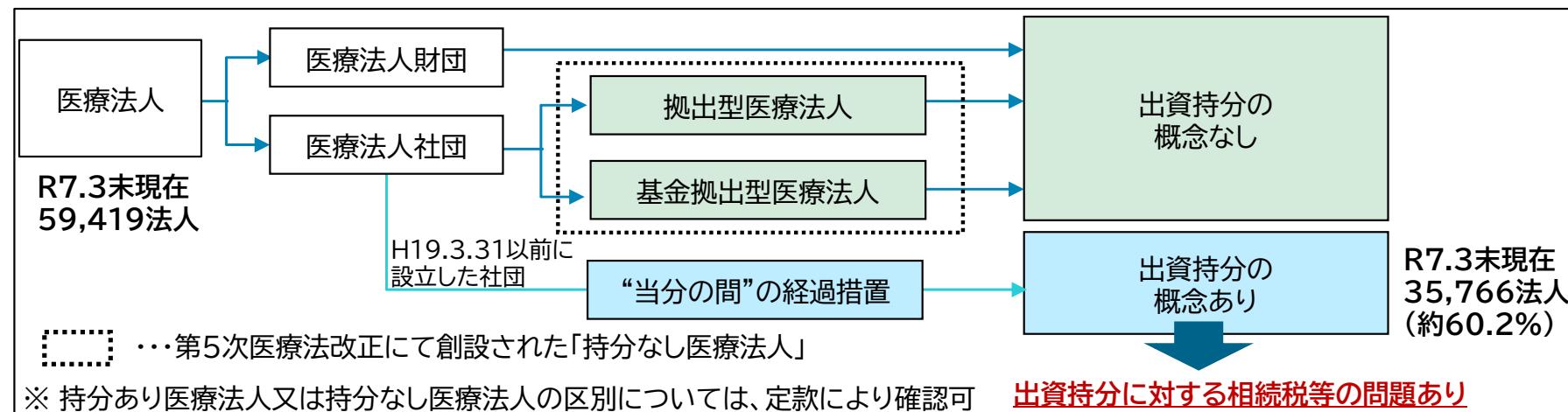
2. 改正の趣旨・背景

(1) 医療法人が抱える課題と持分なし医療法人制度の創設

医療法人の出資持分は、相続税の対象となるが、医療法人は配当を禁止されているため、剰余金が多額となり、相続税評価額が高額になる傾向がある。その結果、相続税負担が困難となり、世代交代ができず、医療法人制度の趣旨である医療機関経営の永続性を脅かす事態に繋がるケースがあった。

また、出資者に、社員退社時の払戻請求権、解散時の残余財産分配請求権が認められていることが、事実上の配当行為に該当し、医療法人の非営利性が担保されていないのではないかという議論がなされていた。

上記の課題を解決するため、第5次医療法改正により、2007(平成19)年4月以降は持分なし医療法人しか設立できなくなったが、それ以前に設立された持分あり医療法人は経過措置として存続することとなった。



(2) 移行時課税と認定医療法人制度の創設

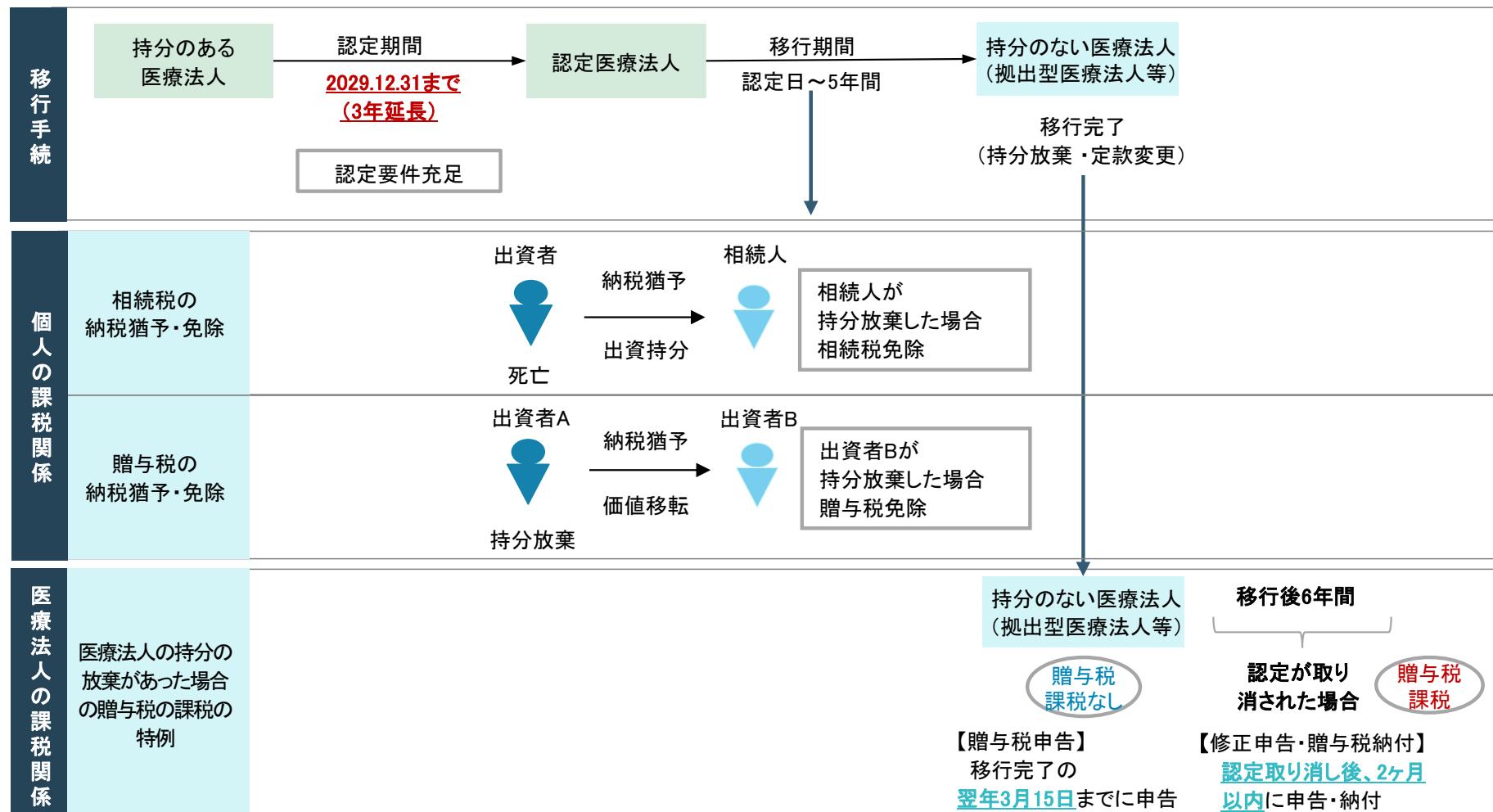
医療の永続性・非営利性の担保の観点から、速やかに持分なし医療法人へ移行することが求められているが、当該移行の際に、医療法人を個人とみなして贈与税が課されることが課題となり移行が進まなかった。移行を促進するため、2014(平成26)年税制改正により、認定医療法人制度が創設され、出資持分に係る相続税・贈与税の納税猶予が措置され、2017(平成29)年税制改正により、認定医療法人が持分なし医療法人へ移行した場合に贈与税が課されない措置が創設された。

(相続・贈与税:医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等)

3. 認定医療法人制度の内容

(1) 認定医療法人制度概要

認定医療法人とは、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を意思決定し、移行計画について厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいう。移行計画の認定期限は2026(令和8)年12月31日までとなっていたが、今回の改正により、2029(令和11)年12月31日まで延長される。



3. 認定医療法人制度の内容

(2)認定要件・改正内容

認定医療法人の下記要件のうち、「⑤自費患者に対する請求方法の規制」の要件について、特定外国人患者に対する診療報酬請求に関して以下の通り緩和される。

	項目	内容
簡易要件	①移行計画を社員総会で議決	移行計画が医療法人の社員総会において議決されたものであること
	②移行計画が有効かつ適切なものであること	移行計画(移行法人類型見込、移行に向けた取組内容、移行に向けた検討体制等)が持分のない医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること
	③移行期限が認定日から起算して5年を超えないこと	移行計画に記載された移行期限が認定日から起算して5年以内であること
運営の適正性要件	④社会保険診療等の割合基準(80%超基準)	社会保険診療に係る収入金額が医療保健業務の収入金額の80%を超えること
	⑤自費患者に対する請求方法の規制	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準であること ※特定外国人患者に対して請求する診療報酬は、「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額の3倍までの範囲内であって地域の標準的な料金を超えない」金額
	⑥医業利益の制限(事業収益≤事業費用×1.5)	医療診療収入≤患者等のために直接必要な経費×1.5
	⑦医療法人関係者に対する特別の利益供与の禁止	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと ※医療法人関係者とは、上記の者の配偶者又は3親等以内の親族等をいう
	⑧営利事業を営む者等に対する特別の利益供与の禁止	株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人もしくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為をしないこと（公益法人等に対する一定の利益供与を除く）
	⑨理事、監事に対する報酬等の支給基準	理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めていくこと
	⑩遊休財産の保有制限	会計年度の末日における遊休財産額が、本来業務事業損益に係る事業費用の額を超えないこと
	⑪法令違反	法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと

※「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者をいう。

(相続・贈与税:医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等)

3. 認定医療法人制度の内容

(3) 認定医療法人件数と意義

直近3年度の認定数は以下の通りであり、2018(平成30)年度から2024(令和6)年度までにおいて、持分なし医療法人へ移行した法人1,388法人のうち、7割以上の983法人が認定医療法人制度を活用している。

年度	認定数	認定累計数
2022(令和4)年度	132	921
2023(令和5)年度	123	1044
2024(令和6)年度	98	1142

出典:厚生労働省「令和8年度税制改正要望事項」、「持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の概要資料」より作成

4. 適用時期

- ・認定期限:2026(令和8)年12月31日が2029(令和11年)12月31日に延長される。
- ・特定外国人患者に対する診療費の上限緩和:大綱に記載なし。

5. 実務のポイント適用時期

- ・認定期限は3年延長されるが、認定要件は多岐にわたり、要件充足に時間を要する場合があるため、認定医療法人制度を適用するか否かの検討は早めに行う必要がある。
- ・認定申請要件については、直前期の会計年度に充たさなければならない項目、認定申請時に充たさなければならない項目、要件を充足していない場合の対応等、煩雑であるため専門家と相談しながら進めるのが望ましい。
- ・特定外国人患者に対する診療費の上限緩和については、「地域の標準的な料金」の具体的な内容が今後関係法令で明らかになるため、注視が必要となる。